			証者（公的個人認証法第三十六条第二項に規定する利用者証明検証者をいう。）の使用に係る電子計算機に送信することにより認証できるもの
［略］			
	規則第三条第二号ニ	個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	［略］
［略］			［略］

			証者（公的個人認証法第三十六条第二項に規定する利用者証明検証者をいう。）の使用に係る電子計算機に送信することにより認証できるもの
［同上］			
	規則第三条第二号ニ	個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	［同上］
［同上］			［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。